

仙台市環境審議会 第4回地球温暖化対策検討部会

議事要旨

日時：令和元年5月10日（金） 10:00～12:00

場所：仙台市役所二日町第二仮庁舎 環境局4階会議室

I 次第

1 開 会

2 議 事

- (1) (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラムについて
- (2) 本市における地球温暖化対策のあり方の中間報告素案について
- (3) その他

3 閉 会

II 出席委員数

出席 6名

III 議事要旨

事務局	「議事」に入る。議事進行については、「仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第5条第1項に基づき、駒井部会長にお願いする。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る前に、会議の公開と議事録の署名について確認させていただく。 まず、会議の公開については、環境審議会の運用にならない、本部会においても、個人のプライバシーに関する事など、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開するという事とする。 議事録の署名については、こちらも環境審議会の運用にならない、部会長と出席委員1名の署名をもって、正式な議事録とするということにしたい。前回、引地委員にお願いしたので、今回は、緑上委員にお願いする。
緑上浩子委員	承知した。
議長（駒井部会長）	それでは、議事に入る。まず、議題(1)「本市における地球温暖化対策のあり方の答申素案について」、事務局より説明をお願いする。
事務局	(資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2に基づき、本市における地球温暖化対策のあり方の答申素案について説明)
議長（駒井部会長）	事務局から、地球温暖化対策を推進するための条例のあり方の答申素案

	<p>について、前回の環境審議会以降行ったパブリックコメントや市民、事業者への説明会でいただいた意見等を踏まえ、修正した答申素案について説明があった。多くの参加者、パブリックコメントが集まり、建設的なご意見も多く、参考になったと考える。</p> <p>これらのご意見をもとに答申素案を提示しているが、まず、資料 1-1 について、ご意見ご質問等あればお願いします。</p>
緑上浩子委員	意見数が 95 件とあるが、この数は多いと捉えてよいのか。
事務局	一概には言えないが、テーマにより生活に密着しているものは寄せられる意見が多いと思われる。地球温暖化対策のように、実は生活に関連しているが、一般的にはその点を認識されにくい分野に対してこれだけの意見を頂いたということは、少なくはないと捉えてよいと考えている。
緑上浩子委員	市民に対する説明会等の周知がある程度行き届いて、興味・関心を引くことができたということか。
事務局	パブリックコメントについては、お知らせ、例えばホームページ等による周知のみで募集するパターンもあるが、今回は市民向け、事業者向けの説明会を 2 回ずつ開催したことで、より多くの意見を頂戴できたのではないかと考えている。
議長（駒井部会長）	<p>一般的に環境法関係ではパブリックコメントの件数はそれほど多くない。その中では多くの件数が集まったと思う。</p> <p>PR 方法として、新聞に掲載すると件数が急増するため、そのような周知方法も重要と思う。</p> <p>続いて、資料 1-2 である。ポイントとしては基本理念、市民等の定義、適応策の扱いなどがあるが、比較的ご意見に沿った回答になっていると思う。</p> <p>資料 1-2 について何かお気づきの点、ご質問等あればお願いしたい。</p>
風間聡委員	3 ページの 49 番で森林と太陽光パネルのどちらが重要なのかという質問があるが、これに対して市はしっかり回答していない。パブコメとしての回答はこれでいいと思うが、他の委員会でも問題として挙がってきており、市の姿勢を明確にしたほうがよいと思う。
議長（駒井部会長）	私も、市の姿勢は示したほうがよいとは思う。
事務局	ここで掲載させていただいたものは、ご指摘のとおり、本条例に関するご意見として頂戴し、条例としての考え方を示したものである。本条例は何か特定の事業を規制するという趣旨ではなく、パブコメの回答としては、このようになると考える。
議長（駒井部会長）	市としてこの問題をどう考えるかは重要であると考えているが、回答としては了解した。

風間聡委員	市としての姿勢をまとめていただけるとありがたい。
議長（駒井部会長）	<p>その他に資料 1-2 で質問などあるか。</p> <p>続いて資料 1-3 だが、この資料では主な論点として 4 点が集約されている。資料 1-3 について、質問、意見等あるか。</p> <p>よろしければ、この 4 点についてご理解をいただいた上で、本日の主題である資料 2 について議論を進めていきたい。質問、意見等はあるか。</p>
高山秀樹委員	14 ページで、「市民等」に関する定義が記載されているが、条例で明文化された場合、「市民等」について、注釈等はつけるのか。
事務局	「市民等」については、「市内に居住し、又は滞在する者をいう。」とし、「滞在する者」を一時滞在者として整理する予定。
高山秀樹委員	承知した。
議長（駒井部会長）	10 ページの「(4) 検討にあたっての考え方」では、アクションプログラムについての記述を新たに追加している。
風間聡委員	ここに限らず全体に関して言えることだが、「アクションプログラム」と言って一般の方は理解できるのか。他に「ステークホルダー」という言葉も出てくるが、専門用語のようで一般の方にはわかりにくい。前から気になっていたので、ここで発言させていただく。
議長（駒井部会長）	環境対策ではよく使用するキーワードではあるが、一般市民にわかるかどうかという質問だと思う。但し、本条例の肝心な部分ということもあり、言葉自体はなかなか変えづらい。
風間聡委員	一般的であるならば、問題ない。
緑上浩子委員	一般的ではないと思う。ステークホルダー、アクションプログラムと普通に言っているが、実はそれが何であるかと聞けないままの方が多いのではないか。
事務局	<p>他都市等では「計画書制度」と称しているところが多いが、アクションプログラムという名称は、本市では事業者と市が互いに行動し合うようなイメージを持つということで、仮称ではあるが使用している。</p> <p>今のご意見を整理して、条例の内容を分かりやすく丁寧に伝えるための方法について検討してまいりたい。</p>
議長（駒井部会長）	<p>承知した。</p> <p>このほか、8 ページの図 2-1 で、全体的な法制度の関係はすっきりしたと思うが、パブコメのご意見にあるように、アクションプログラムと省エネ法等との関わりがまだよく分からないというような方もいるため、それらの記載についても分かりやすく伝えるための工夫をお願いしたい。</p> <p>では、11 ページの基本理念については如何か。</p>
風間聡委員	11 ページの注釈等で、「地球温暖化対策等」という言葉が使われているが、

	「等」は要らないと思う。例えば 8 ページでも地球温暖化対策という言葉が既に使用されているが、ここで「等」を入れるのは意味合いとして少し違う。他に第 4 章のタイトルでも地球温暖化対策という言葉が出てくる。「等」を付けず、地球温暖化対策が適応と緩和を含むという説明でよいのではないか。「等」がある場合とない場合でどう異なるのかという議論になりかねない。
議長（駒井部会長）	私も同意見である。一般的には地球温暖化対策で問題ないと思うが、「等」を付けるのは、条例化にあたって緩和策と適応策の 2 つを視野に入れる必要があるからか。
事務局	ご指摘のとおりである。中間案、パブコメが終わり答申に向かう段階にあって、実際に条例化したときどうなるかというイメージを詰めているが、法制部門などと協議したところ、地球温暖化対策は地球温暖化対策法上の緩和策を指し、気候変動適応は気候変動適応法の適応策を指すといった具合に、法体系が分かれているとのことであった。地球温暖化対策は緩和策と適応策の両輪であるとの認識は変わらないが、条例化するに当たっては、「地球温暖化対策等」としたほうが、2 つの法体系を引用する上で適切だという考え方に沿って、あえて「等」をつけている。
風間聡委員	承知した。法制の話ということであればよいと思うが、例えば第 4 章のタイトルには「等」がつくことになるのか。
事務局	最終的にはそうなると考えている。
風間聡委員	承知した。そうであれば、すべて「地球温暖化対策等」で統一するほうがよい。
事務局	承知した。
議長（駒井部会長）	基本理念の 4 項目の内容はこれでよろしいか。
緑上浩子委員	基本理念の 3 つ目の「安全で安心な地域社会の実現を目指すこと」とは、具体的に何を示すのか。
議長（駒井部会長）	私も気候変動における安全・安心とは何かと思うところはある。
事務局	基本理念については、中間案における「目的」の部分に入っていた文言を移してきたものであり、気候変動適応を具体的に推進していく旨をこの 3 つ目の内容で表現している。中間案では、「災害や気候変動による脅威に備えた強靱で安全安心な地域社会を」という文言であった。
緑上浩子委員	「安全で安心な地域社会」とは防災面の話かと思うが、災害という言葉がないと、なかなかそこに思いが至らない。
風間聡委員	気候変動適応ということでは、防災のほかに健康や熱中症なども含まれると思う。
事務局	今後この条例が制定された際には、次の地球温暖化対策推進計画でも気

	<p>候変動適応に関して考えていかなければならないと認識している。これまでの議論は災害等が中心であったが、例えば高温耐性の農作物の開発・改良や、ご指摘のあった健康面、熱中症対策など、非常に幅広い分野にわたっている。災害は大きな要素だが、それだけに特化するようなイメージを持たないほうがよいと考えたことからこのような文言としている。</p>
議長（駒井部会長）	<p>承知した。</p> <p>それでは、基本理念はこの4項目でよろしいと考える。</p> <p>次に、各主体の責務についてだが、中間案からの変更点が、先ほど質問があった市民等の部分である。この表現で一時滞在者も含めることとしている。なお、これについては、一時滞在者と市民を分けて考える必要がないということが前提になっている。</p> <p>続いて15ページ以降の「地球温暖化対策等の推進に関する計画」等についてだが、例えば17ページの「エネルギー使用の合理化」に関して、主語を「事業者及び市民等」とし、主体を明確にしている。</p> <p>また、18ページのグリーン購入等に関しては、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける者は」という主語とし、19ページの「自動車に係る温室効果ガスの排出量の削減」については、「自動車等を購入しようとする者は」、あるいは、「自動車を運転し、又は保有する者は」を主語としている。</p> <p>そのほか、「森林の保全及び整備」については「森林所有者等」、緑化については「土地又は建物を所有し、又は管理する者は」を主語としている。</p> <p>「サ 情報提供その他の必要な措置」が新たに加えられているが、この理由は何か。</p>
事務局	<p>中間案では、個別の取り組み全てに、市は、それぞれの主体の取り組みを後押しするために必要な措置を講ずるという表現が記載されていたが、それらを「サ 情報提供その他の必要な措置」としてまとめたものである。</p> <p>その理由は、先ほど申し上げたような法制部門との協議によるものであり、類似表現は基本的にまとめるべきとの指摘に沿って、このような形に落とし込んでいる。</p>
議長（駒井部会長）	<p>承知した。</p> <p>次の「シ 気候変動適応の推進」については、根拠法である適応法自体が具体的な運用まで進んでおらず、詳細を書き込むことが難しいため、一般論としてこのような書きぶりになっていると認識している。</p> <p>最後の雑則、委任に関してだが、これについても法令上必要な記載ということで理解する。</p> <p>以上23ページまで、ご意見ご質問等あればお願いします。</p>

風間聡委員	先程の話で、21ページのサで、情報提供等の市の取り組みがまとめられたということがあったが、「シ 気候変動適応の推進」は市が情報提供等を実施することに含まれないのか。
事務局	「シ 気候変動適応の推進」で、市は気候変動適応に関する施策を推進するとしており、市民や事業者の皆様への情報提供なども全て含んで施策を推進するという考え方で記載している。
風間聡委員	内容を読めばそのことが分かるが、なぜサだけシの前にあるのか。さらにサの中で「アからコに掲げる」とあり、シだけが除外されているような違和感がある。サとシの位置関係はこれでよいのか。
事務局	先ほど説明したように、法体系が違うものを一緒に盛り込んでいるため、基本的にはサまでが緩和策中心で、シは適応策という形で整理している。
風間聡委員	サが他のすべての事項を統括したような内容なので、シの前にあることが気がかりである。
事務局	サとシの間は、答申案では一連の項目として列記した形になっているが、条例化にあたって区切りを設ける可能性もある。
議長（駒井部会長）	法制部門と協議し、条例化の際に、最も適した方法でここに反映することが良い。 それでは、先ほど指摘があったアクションプログラムだが、まだ仮称ではあるが、アクションプログラムという名称も含めて、ご意見ご質問等をお願いする。 アクションプログラムについては、少なくとも条例施行前に仮称がとれた正式名称になるという理解でよいか。
事務局	その通り。
議長（駒井部会長）	先ほど質問されたことだが、そもそもアクションプログラムの制度内容がどういうものであるのかを説明するところから入らないと、多少分かりにくいかもしれない。
事務局	他政令市等でアクションプログラムに相当する計画書制度を盛り込んでいる条例などを見ると、構成は答申案とほぼ同様であり、制度の説明を書き込むには工夫が必要である。書き込めるかどうかも含めて検討させていただきたい。
議長（駒井部会長）	制度の説明に関しては、28ページの図3-4に仕組みとして記載されており、表3-4では省エネ法とアクションプログラムの比較も記載されている。
事務局	条文となる内容の趣旨説明も記載する答申案として示すことはできるが、条例の中にその仕組みを書き込むことができるかは検討が必要である。
議長（駒井部会長）	それは難しいと考える。条例は全て言葉で表現しなくてはならないが、

	アクションプログラムは市、事業者などが全体としてうまく回すためのマネジメントシステムであり、表現するのは困難である。
事務局	条文のイメージとしては、41ページの「6 事業活動に係る温室効果ガス削減対策」がアクションプログラムの制度内容に相当している。計画書の提出や報告書の提出、市が助言や評価を行うことが記載されている。
議長（駒井部会長）	パブコメで質問があったような、省エネ法の届出とこの制度は何が違うかをどのように書き込むか。現状でも読めば大体分かるが、言葉だけで表現すると伝わりづらい。
事務局	省エネ法では評価や表彰、助言といった項目はあまり出てこないため、文章を見比べれば、そうしたことがアクションプログラムとの違いであるということは分かると思う。
議長（駒井部会長）	省エネ法をはじめとする国の制度はもともと環境規制の制度であり、アクションプログラムは環境マネジメントの制度のため、元の理念が少し違う。2つを比べれば違いが分かると思うが、条例ではやはり環境規制的に書かざるを得ないのだろうか。
青木ユカリ委員	条例は条例としての書き方があると思うので、内容の理解は、概要版なり計画なりで、実際にアクションを起こす際に何を指しているのか理解が出来るものが別であればよいのではないかと改めて感じた。先ほどの説明のとおり、条例化にあたっては行政側の手続的な部分が主になるとのことであるため、条文は一定程度の解釈ができるところにおさまればよいのではないか。
事務局	事業者説明会では、条例のあり方の案文だけでは分かりにくいので、パワーポイントでこのような制度を考えているという説明を行った。これだけ様々な意見をいただいたということからも、一定程度理解いただけたのではないかと考えている。
議長（駒井部会長）	青木委員のご指摘通りだと思う。条例としてはそれをつくり込み、わかりやすいレベルとして、例えばガイドラインなどで説明を行うのだと思う。
事務局	アクションプログラムを含めた条例全般の取り組みに関して、事業者や市民の皆様に参加していただかなければ意味をなさないため、説明に関してはやはり丁寧に進めるように、今後検討していきたい。
青木ユカリ委員	他の計画や条例と同じく、用語解説の情報は一定程度どこかにまとめられていると思うが、ネット等のアクセスしやすい環境で、それらの情報を一覧にする仕組みを市で提示できれば良い。現在でも検索できるが、市の考え方に沿っていない情報を引く可能性があると思う。そのような情報のポータルサイトをホームページから紐付けるなど、アクセスがしやすいように今後まとめてもらえると市民としては調べやすい。

	<p>情報へのアクセスが容易であれば行動にもすぐつながると思う。</p>
高山秀樹委員	<p>青木委員のご指摘通りで、市もこれまで条例等が新たに制定されると、別途パンフレット等を作成し、それで分かりやすく説明している。そのような説明資料の後ろには概ね用語の説明が明記されているため、本制度が確立された後、そのような方法で対象者に啓発を行っていくことを期待する。</p>
議長（駒井部会長）	<p>説明の方法や資料内容などを工夫し、分かりやすいものを作成してほしい。</p> <p>アクションプログラムの制度内容について、書きぶりとしては中間案から特に変更はないが、37 ページで、特定事業者以外の中小規模事業者を一般事業者と称して参加を促すとしていることがある。</p> <p>また、条例の文章の素案が第 4 章であり、第 3 章までの骨子がまとめられている。</p> <p>最後に「おわりに」が新しく入り、全体のまとめとなっている。</p>
高山秀樹委員	<p>37 ページの中小規模事業者の参加を促す仕組みの中で、特定事業者以外を中小規模事業者と表現すると、例えば大規模の企業でも特定事業者ではないところもあると思うので、一般事業者が先に来る方がよいのではないか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり大企業でも、特定事業者に該当しない事業者が存在するため、表現方法を検討したい。</p>
高山秀樹委員	<p>同じく 34 ページの制度対象事業者に関する説明でも、「特定事業者以外の中小規模事業者については」という文言があるため、全体的に修正をお願いしたい。</p>
事務局	<p>表現を統一し誤解のないようにしたい。中小規模事業者を削除し、「一般事業者」のみとする方向で調整したい。</p>
議長（駒井部会長）	<p>法的にもそのほうが明快であると思う。</p> <p>一通り資料 2 の答申素案の説明と意見をいただいたと思うが、資料全体で何かご意見ご質問等あるか。</p> <p>ひとまずここで議事 1 についての議論は終了としたい。</p> <p>本日のご意見を踏まえ、答申素案の修正を行うことになると思うが、環境審議会が 5 月 28 日のため、それまでに一度修正したものを部会の委員の皆様へ提示するというところでよろしいか。</p>
事務局	<p>承知した。</p>
議長（駒井部会長）	<p>スケジュール上問題がなければ、メール等で一回皆様に修正案を提示し、そこで確認作業をしたいと思う。</p> <p>それから、全体を通じての細かい修正については、私に一任いただきました</p>

	<p>いと思うが、如何か。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長（駒井部会長）	<p>では、議事1についてはこれで終了する。</p> <p>続いて、議事2の「その他」だが、検討部会を4回進めてきて、様々な意見をいただいているため、それを反映して素案をつくるという作業に入る。</p> <p>本日の部会を通じて何かご質問ご意見があればお願いしたい。</p> <p>条例制定の時期はまだ分からないが、先ほど公開の方法や資料の作成等についてご意見をいただいているため、制定の前後にはそのような資料を添えることをお願いしたい。</p> <p>そのほか全体を通じてご質問ご意見があればお願いしたい。</p> <p>特にないようであれば、議事2についてもここで終了する。</p> <p>本日の検討部会の議事においては、円滑なご議論をいただき感謝する。</p> <p>頂いた意見をもとにこれから修正等を図り、月末の環境審議会に臨みたいと思う。</p> <p>以上、進行を事務局にお返りする。</p>
事務局	<p>今後の予定としては、5月28日の環境審議会において、本日議論した内容を反映した答申案について審議いただき、市長へ答申いただく予定である。答申をいただいた後は、審議会からの答申に基づき、条例の文案を作成し、9月に開催予定の市議会第3回定例会へ提案していきたいと考えている。</p> <p>なお、条例に基づく地球温暖化対策に係る具体の施策については、今後、仙台市地球温暖化対策推進計画の改定に向けた検討も始まるため、改めて環境審議会の皆様の意見を伺いながら進めていく予定である。</p> <p>以上で本日の部会の議事を終了する。円滑なご議論をいただき感謝する。</p>

令和元年7月11日

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 部会長

氏名 駒井 武

仙台市環境審議会地球温暖化対策検討部会 委員

氏名 緑上 浩子